

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日（金）第 705 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 次世代を応援する少子化対策の推進に関するかごしま県民条例（※）
（政務調査課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 5
- 鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 8
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 9
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（財政課取扱い） 10
- 鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 13
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（青少年男女共同参画課取扱い） 14
- 鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例（※）
（国民健康保険課取扱い） 19
- 鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（※）
（障害福祉課取扱い） 20
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（産業立地課取扱い） 20
- 鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例（※）
（漁港漁場課取扱い） 20
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（農政課取扱い） 21
- 鹿児島県家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（※）
（家畜防疫対策課取扱い） 21
- 鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）
（河川課取扱い） 22
- 鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）
（河川課取扱い） 22
- 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例（※）
（河川課取扱い） 23
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（※）
（港湾空港課取扱い） 24
- 鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例（※）
（工業用水課取扱い） 24
- 鹿児島県証紙条例を廃止する条例（※）
（会計課取扱い） 24
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関

- する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 25
- 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）
（教職員課取扱い） 26
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 26
- 鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（社会教育課取扱い） 27
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）
（社会教育課取扱い） 28
- 鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 29
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 29
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（県立病院課取扱い） 29

条 例

次世代を応援する少子化対策の推進に関するかごしま県民条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 3 号

次世代を応援する少子化対策の推進に関するかごしま県民条例

鹿児島県は、二つの半島と多くの離島からなる南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土に、豊かな自然と温暖な気候、世界に誇れる食や優れた県産品の数々のほか、歴史や文化など、魅力的な資源、すなわち「宝物」を多く有している。こうしたすばらしい環境の中で、子どもが健やかに成長することは、私たち県民の願いである。

本県においては、離島をはじめ、「子どもは宝」という意識が共有されており、全国的に見て合計特殊出生率の高い地域もある。

しかしながら、全国的に急速に少子化が進行しており、本県においても子どもの数は年々減少し、出生数が9,000人を割り込む状況にある。急速な少子化の進行は、人口の減少を通じて、地域社会の活力低下など、社会全体に深刻な影響を及ぼしている。

少子化の背景には、結婚や子どもを持つことに対する意識の変化、経済的な不安、かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下、子育てへの負担や不安など様々な要因がある。

結婚や出産は、個人の考え方が尊重されるべきものである一方で、県民への意識調査結果によれば、結婚を希望しながらもその希望が十分に実現していない状況が見られる。

このような状況を踏まえ、少子化対策には、出会い、結婚、妊娠、出産及び子育ての支援、雇用の安定、仕事と家庭の両立の推進などの施策に加え、社会全体で次世代を応援する気運醸

成が重要である。

ここに、希望に応じて安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができるかごしまを実現し、次世代を応援するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が希望に応じて安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与し、次世代を応援することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、希望する誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる社会を実現し、次世代を応援するための全ての取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 出会い、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する個人の考え方が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (2) 子どもを生み、育てる者が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、希望に応じて仕事に従事しながら豊かな家庭生活を享受できるよう配慮すること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- (4) 全ての子どもの権利及び利益が尊重され、また、子どもが健やかに成長することができるよう配慮すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者等との連携を図るものとする。

（市町村に対する支援）

第5条 県は、少子化対策の推進における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が少子化対策に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、少子化対策についての理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員に関する少子化対策についての理解を深め、その事業活動において、少子化対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場における慣行、従業員に対する言動、職場の雰囲気等により、育児休業に関する制度その他の子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう配慮するものとする。

（計画の策定等）

第 8 条 知事は、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 少子化対策に関する施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

（社会全体の気運醸成）

第 9 条 県は、社会全体において、出会い、結婚、妊娠、出産及び子育てについての関心及び理解を深めるとともに、少子化対策の推進に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（出会い及び結婚の支援）

第 10 条 県は、市町村、関係団体等と連携して、結婚を希望する者に対して、出会いの機会の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

（妊娠、出産及び子育ての支援）

第 11 条 県は、県民が希望に応じて安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供その他の子育て支援に関する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

（就業の支援）

第 12 条 県は、県民が希望に応じて安心して子どもを生み、育てることができるよう、経済的に自立を目指す者に対して、地域経済の活性化等を通じて働く場の確保に取り組むとともに、就業のための職業能力の開発及び向上の機会の提供、相談その他の必要な支援に努めるものとする。

（職場環境の整備）

第 13 条 県は、子どもを生み、育てる者が希望に応じて仕事に従事しながら豊かな家庭生活を

享受することができるよう、育児休業に関する制度その他の子育てを支援する制度に関し、事業者、その従業員等への普及啓発に努めるものとする。

- 2 県は、仕事と家庭との両立に資する職場環境の整備を行う事業者に対して必要な支援に努めるものとする。

（子どもへの意識啓発）

第14条 県は、学校等と連携して、子どもが出産、子育てなど自身の将来に希望を持つことができるよう、発達の段階に応じて、子どもの関心及び理解を深めるための意識の啓発に努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 県は、少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている少子化対策の推進に関する県の基本的な計画であって、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

.....

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 4 号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別に定めることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第 2 条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第 1 項中「をいう」を「（第 3 項及び第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、職員（任命権者が人事委員会と協議して定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が人事委員会と協議して定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第8条の3第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

（鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「週休日」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第13条第3項中「を週休日」の次に「（勤務時間を割り振らない日をいう。（職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日（当該日を勤務日に、同日以外の勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更した場合にあつては、変更後の同日）を除く。）以下この項において同じ。）」を加える。

第14条の2中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

（鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「週休日」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第16条第3項中「を週休日」の次に「（勤務時間を割り振らない日をいう。（職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日（当該日を勤務日に、同日以外の勤務日を勤務時間を

割り振らない日に変更した場合にあっては、変更後の同日）を除く。）以下この項において同じ。）」を加える。

第18条中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 9 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第 3 条第 3 項及び勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に、「日割」を「日割り」に改める。

第 15 条第 3 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「第 3 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、同条第 4 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第 3 条第 3 項及び勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第 16 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 16 条の 3 第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間条例第 3 条第 3 項及び勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 4 条及び第 5 条」を「第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第 3 条第 3 項及び勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改め、「第 4 条の 2 及び第 5 条」の次に「の規定に基づく週休日の日数」を加える。

第 9 条第 2 項中「勤務時間条例第 3 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「第 4 条及び第 5 条」を「第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第 3 条第 3 項及び勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改め、「第 4 条の 2 及び第 5 条」の次に「の規定に基づく週休日」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第 4 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 3 号）の一部

を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「勤務時間条例第 3 条第 2 項, 第 4 条から第 6 条まで, 第 8 条の 3 及び第 10 条の規定又は」を「勤務時間条例第 3 条第 2 項及び第 3 項, 第 4 条から第 6 条まで, 第 8 条の 3 並びに第 10 条の規定又は」に改める。

.....

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 5 号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例 (昭和 27 年鹿児島県条例第 75 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(5) 国際関連施策の企画及び調整に関する事項

第 5 条第 1 号中「及び国際交流」を削る。

附 則

- 1 この条例は, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (平成 12 年鹿児島県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表総合政策部の表中 1 の項を 2 の項とし, 同項の前に次のように加える。

<p>1 旅券法 (昭和 26 年法律第 267 号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則 (令和 4 年外務省令第 10 号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (別に規則で定めるものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 3 条第 1 項の規定による一般旅券の発給の申請の受理 (2) 法第 3 条第 2 項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認 (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号の規定による申請者の身分上の事実の認定 (4) 法第 3 条第 3 項 (法第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による申請者の確認等 (5) 法第 3 条第 5 項の規定による申請者の現有旅券の確認 (6) 法第 8 条第 1 項 (法第 9 条第 3 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。)及び第 3 項の規定による一般旅券の交付 (7) 法第 9 条第 1 項の規定による渡航先の追加の申請の受理 (8) 法第 17 条第 1 項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理 	<p>鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町,</p>
---	--

(9) 法第17条第3項の規定による届出者の確認等	屋久島町, 大和
(10) 法第19条第5項の規定による返納される一般旅券の受理	村, 宇検村, 瀬
(11) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付	戸内町, 龍郷町,
(12) 省令第7条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	喜界町, 徳之島
(13) 省令第7条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であることの確認等	町, 天城町, 伊 仙町, 和泊町, 知名町及び与論 町

別表観光・文化スポーツ部の表を削る。

3 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1総合政策部の表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 旅券法 （昭和26 年法律第 267号。 以下この 項におい て「法」 という。） の施行に 関する事 務	(1) 法第3条第1項 本文, 第5条, 第 10条第1項及び第 11条の規定に基づ く一般旅券の発給	一般旅券 発給手数 料	ア 情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律（平成14年法律第 151号）第6条第1項の規定により 同項に規定する電子情報処理組織を 使用する方法により申請をする場合 1,900円（法第20条第2項の規定 の適用を受ける場合にあつては, 3,900円） イ アに掲げる場合以外の場合 2,300円（法第20条第2項の規定の 適用を受ける場合にあつては, 4,300円）
	(2) 法第9条第1項 の規定に基づく一 般旅券の渡航先の 追加	一般旅券 渡航先追 加手数料	300円

別表第1観光・文化スポーツ部の表中2の項を削り、3の項を2の項とする。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第6号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように

改正する。

別表保健福祉部の表中20の項を削り，21の項を20の項とし，21の2の項を21の項とする。

別表土木部の表5の2の項の次に次のように加える。

<p>5の2の2 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち，次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することについての確認</p> <p>(2) 法第33条第1項の規定による専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請書の受理</p> <p>(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第33条第5項の規定による施設基準に適合することの確認等の通知</p> <p>(5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理</p> <p>(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託に係る届出の受理</p> <p>(7) 法第36条第1項の規定による専用水道の水道施設の改善の指示</p> <p>(8) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者に対する警告又は設置者に対する水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>(9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の指示</p> <p>(10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の給水停止命令</p> <p>(11) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査</p> <p>(12) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査</p>	<p>各町村</p>
--	------------

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第7号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保健福祉部の表 21 の項の(9)中「第 14 条第 7 項（同条第 15 項）」を「第 14 条第 6 項（同条第 13 項）」に改め、同項の(9)の 2 中「第 14 条第 7 項」を「第 14 条第 6 項」に改め、同項の(9)の 3 中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改め、同表 24 の 2 の項の(2)中「第 4 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同項の(3)中「第 20 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

別表第 1 商工労働水産部の表 1 の項事務の欄中「いう。）」の次に「及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の(1)中「3,100 円」を「3,800 円」に改め、同項の(2)中「2,600 円」を「3,000 円」に改め、同項の(3)及び(4)中「3,900 円」を「4,500 円」に改め、同項の(5)中「2,700 円」を「3,200 円」に改め、同項の(6)及び(7)中「1,300 円」を「1,600 円」に改め、同項の(8)中「2,700 円」を「3,000 円」に改め、同項に次のように加える。

(9) 法第 109 条第 1 項の規定に基づく沿岸漁場管理団体の指定の申請に対する審査	沿岸漁場管理団体指定申請手数料	4,500 円
(10) 法第 119 条第 2 項の規定に基づく規則で定める内水面における水産動植物の採捕の許可の申請に対する審査	内水面採捕許可申請手数料	2,000 円
(11) 法第 119 条第 2 項の規定に基づく規則で定める試験研究等のための水産動植物の採捕の許可の申請に対する審査	特別採捕許可申請手数料	2,000 円
(12) 省令第 42 条第 1 項の規定に基づく試験研究又は教育実習のための特定水産動植物の採捕の許可の申請に対する審査	特定水産動植物採捕許可申請手数料	2,000 円

する審査		
------	--	--

別表第 1 商工労働水産部の表 2 の項の(1)のア中「5,200円」を「5,500円」に改め、同項の(1)のイ中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項の(1)のウ中「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(1)のエ中「8,400円」を「8,700円」に改め、同項の(2)中「2,700円」を「2,800円」に改め、同項の(3)中「3,800円」を「4,000円」に改め、同項の(4)のア中「2,500円」を「2,700円」に改め、同項の(4)のイ中「3,700円」を「3,900円」に改め、同項の(4)のウ中「4,000円」を「4,200円」に改め、同項の(4)のエ中「4,300円」を「4,500円」に改め、同項の(5)中「580円」を「650円」に改め、同表 9 の項の(1)中「15,000円」を「15,500円」に改め、同項の(2)中「12,000円」を「12,500円」に改め、同項の(3)中「6,000円」を「6,500円」に改め、同表10の項の(1)のイの(イ)の c 中「300円」を「310円」に、「410円」を「420円」に、「510円」を「520円」に、「3,100円」を「3,150円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の a 中「630円」を「640円」に改め、同項の(1)のエの(イ)の c 中「2,080円」を「2,100円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の b 中「670円」を「680円」に、「840円」を「860円」に、「10,400円」を「10,500円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の c 中「510円」を「520円」に、「740円」を「750円」に、「8,600円」を「8,700円」に改め、同表11の項の(1)及び(2)中「560円」を「600円」に改め、同項の(3)中「290円」を「300円」に改め、同表12の項のアの(イ)中「38,000円」を「39,000円」に改め、同項のアの(イ)中「26,000円」を「26,800円」に改め、同項のイの(イ)中「19,000円」を「19,700円」に改め、同項のイの(イ)中「14,000円」を「14,600円」に改め、同項のウ中「14,000円」を「14,600円」に改める。

別表第 1 農政部の表 4 の項の(3)中「1,800円」を「2,000円」に改め、同項の(4)のア中「34,500円」を「36,000円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「34,500円」を「36,000円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「69,000円」を「72,000円」に改め、同項の(5)及び(6)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同項の(7)中「5,700円」を「6,400円」に改め、同項の(8)及び(9)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同表 6 の項の(2)のク中「1,230円」を「1,240円」に改め、同項の(2)のサの(イ)中「2,540円」を「2,550円」に改め、同項の(2)のサの(イ)中「620円」を「630円」に改め、同表12の項のア中「3,300円」を「3,590円」に改め、同項のイ中「1,300円」を「1,450円」に改め、同項のウ中「1,110円」を「1,200円」に改める。

別表第 1 土木部の表14の 3 の項のイ中「30,000円」を「31,000円」に改め、同項のウ中「34,000円」を「35,000円」に改め、同項のエ中「38,000円」を「39,000円」に改め、同項のオ中「42,000円」を「43,000円」に改め、同項のカ中「51,000円」を「52,000円」に改め、同項のキ中「63,000円」を「64,000円」に改め、同項のク中「75,000円」を「77,000円」に改め、同表14の 4 の項の(1)のイの(イ)の a 中「52,000円」を「53,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「73,000円」を「74,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「123,000円」を「124,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「174,000円」を「177,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「200,000円」を「203,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「283,000円」を「288,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「394,000円」を「399,000円」に改め、同項

の(1)のイの(イ)の b 中「561,000円」を「571,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「713,000円」を「725,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「1,018,000円」を「1,036,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「1,239,000円」を「1,255,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「1,762,000円」を「1,794,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「2,310,000円」を「2,343,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「3,286,000円」を「3,345,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「3,317,000円」を「3,360,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「4,709,000円」を「4,794,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「4,099,000円」を「4,152,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「5,806,000円」を「5,910,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 保健福祉部の表 24 の 2 の項の改正規定は公布の日から、同表 21 の項の改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「6 歳から 18 歳に達するまで」を「18 歳未満」に改める。

第 12 条の見出し中「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改め、同条第 1 項中「、がん具」を「、玩具」に、「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改め、同条第 2 項及び第 5 項中「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改め、同条第 6 項中「がん具刃物等の」を「玩具刃物等の」に、「有害ながん具刃物等」を「有害な玩具刃物等」に、「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

第 13 条第 1 項中「によるがん具刃物等」を「による玩具刃物等」に、「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「又はがん具刃物等」を「又は玩具刃物等」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に改め、同条第 2 項中「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に、「がん具刃物等で」を「玩具刃物等で」に改める。

第 14 条第 1 項中「がん具刃物等の」を「玩具刃物等の」に、「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に改め、同項第 4 号中「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に改める。

第 15 条第 1 項中「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に、「有害がん具刃物等」を

「有害玩具刃物等」に改める。

第 22 条の見出し及び同条第 1 項中「いん行」を「淫行」に改める。

第 26 条第 4 項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項中「書面」の次に「（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第 2 項中「含む。以下」を「含む。第 4 項において」に改め、同条第 3 項中「書面」の次に「（当該事項を記録した電磁的記録を含む。第 5 項において同じ。）」を加え、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「前項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前 2 項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前 2 項の書面の保存に代えて当該書面の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を保存することができる。

第 26 条の 3 第 1 項第 4 号中「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改める。

第 28 条第 4 項第 4 号中「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条から第 15 条まで、第 22 条、第 26 条から第 26 条の 3 まで及び第 28 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 9 号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年鹿児島県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,500	円 25,600	円 32,600	円 34,200	円 58,100	円 64,300
		土・日曜日 休 日	10,300	30,700	38,700	41,500	69,400	76,900
	入場料を徴収する場 合	平 日	13,700	41,200	51,400	54,800	92,500	102,600
		土・日曜日 休 日	15,500	49,700	61,700	65,100	111,200	122,800
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,400	10,600	13,600	14,200	24,200	26,700
		土・日曜日 休 日	4,400	12,700	16,000	17,300	28,800	32,100
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,700	17,200	21,200	22,900	38,600	42,700
		土・日曜日 休 日	6,400	20,600	25,600	27,000	46,400	51,200
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,200	6,800	8,500	8,900	15,300	17,100
		土・日曜日 休 日	2,700	8,100	10,200	10,800	18,300	20,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,500	10,800	13,700	14,600	24,400	27,000
		土・日曜日 休 日	4,100	13,200	16,200	17,300	29,300	32,600
ギャラリー 第 1	入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 31,200円						
	入場料を徴 収する場 合	1 日につき 46,800円						
ギャラリー 第 2	入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 21,400円						
	入場料を徴 収する場 合	1 日につき 32,100円						
ギャラリー 第 3	入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 4,000円						
	入場料を徴 収する場 合	1 日につき 6,100円						
		入場料を徴						

展示ロビー		取しない場合	1日につき 4,000円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 6,000円					
リハーサル室 第 1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,500	5,500	5,500	10,700	10,700	16,300
		入場料を徴収する場合	8,100	8,100	8,100	16,100	16,100	24,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,500	10,900	10,900	16,600	16,600	25,100
		入場料を徴収する場合	12,700	16,500	16,500	25,000	25,000	37,500
リハーサル室 第 2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,200	2,200	3,200
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	3,100	3,100	4,900
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,300	2,300	3,200	3,200	4,800
		入場料を徴収する場合	2,500	3,200	3,200	4,900	4,900	7,200
リハーサル室 第 3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,100	2,100	3,100
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	3,100	3,100	4,700
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,200	2,200	3,100	3,100	4,800
		入場料を徴収する場合	2,500	3,100	3,100	4,700	4,700	7,100
リハーサル室 第 4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,000	1,000	2,100	2,100	3,000
		入場料を徴収する場合	1,500	1,500	1,500	2,900	2,900	4,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,700	2,100	2,100	3,000	3,000	4,700
		入場料を徴収する場合	2,500	2,900	2,900	4,600	4,600	7,000
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	700	700	700	1,200	1,200	2,100
		入場料を徴収する場合	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,900

第 5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,000	1,400	1,400	2,200	2,200	3,100
		入場料を徴収する場合	1,500	2,200	2,200	3,100	3,100	4,700
リハーサル室 第 6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	2,000
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,800	1,800	2,800
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	2,000	2,000	2,800
		入場料を徴収する場合	1,400	1,900	1,900	2,800	2,800	4,200
スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 1,000円						
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 1,500円						
楽屋 (第 1 から第 4 まで)	入場料を徴収しない場合	1 室につき 2,300円						
	入場料を徴収する場合	1 室につき 3,400円						
大研修室 (第 1 から第 4 まで)	入場料を徴収しない場合	6,700	8,400	10,600	12,700	22,000	24,000	
	入場料を徴収する場合	10,000	12,600	15,900	19,000	32,900	35,800	
中研修室 (第 1 から第 3 まで)	入場料を徴収しない場合	5,700	7,100	9,000	11,300	19,600	21,200	
	入場料を徴収する場合	8,400	10,600	13,800	17,100	29,200	32,100	
小研修室 第 1	入場料を徴収しない場合	3,000	4,000	5,000	6,200	10,600	11,500	
	入場料を徴収する場合	4,600	6,000	7,400	9,400	15,900	17,400	
小研修室 (第 2 ・ 第 3)	入場料を徴収しない場合	4,600	6,000	7,700	9,500	16,000	17,700	
	入場料を徴収する場合	6,800	8,800	11,300	14,100	24,100	26,300	
講師控室 (第 1 ・ 第 2)	入場料を徴収しない場合	1 室 1 時間までごとにつき 600円						
	入場料を徴収する場合	1 室 1 時間までごとにつき 900円						

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 600円	
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900円	
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 600円	
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900円	
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 600円	
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900円	
工芸室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 600円	
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 900円	
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1 時間までごとにつき 1,200円	
	入場料を徴収する場合	1 時間までごとにつき 1,900円	
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1 日につき 1,100円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 1,800円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1 日につき 3,400円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 5,300円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1 日につき 5,900円
		入場料を徴収する場合	1 日につき 8,800円

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 10 号

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険条例（平成 29 年鹿児島県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 24 条」を「第 28 条」に、「第 25 条」を「第 29 条」に改める。

第 25 条を第 29 条とする。

第 4 章中第 24 条の次に次の 4 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第 25 条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令第 11 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる額

(2) 算定政令第 11 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第 26 条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第 11 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第 27 条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第 11 条の 2 第 5 項第 2 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第 28 条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0 を超え、かつ、1 未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県国民健康保険条例第 4 章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

.....

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第11号

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例（平成22年鹿児島県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「4,370円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第12号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例
鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「16,100円」を「16,740円」に改め、同号イ中「4,820円」を「5,010円」に改め、同項第 2 号イ中「9,650円」を「10,040円」に改め、同項第 3 号中「11,550円」を「12,010円」に改める。

第 3 条第 2 項中「5,910円」を「6,140円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第13号

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例
鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表砂の項中「100」を「110」に改め、同表砂利の項中「160」を「170」に改め、同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め、同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改め、同表転石の項中「83」を「90」に、「120」を「140」に改める。

別表第 3 の 2 の表電気、通信、ガス又は水道施設用地の項中「520」を「570」に、「200」を「220」に、「730」を「790」に、「70」を「76」に、「130」を「150」に改め、同表交通施設用地の項中「650」を「710」に、「42」を「46」に改め、同表農業用地の項中「6」を「7」に改め、同表宅地の項中「92」を「100」に、「103」を「110」に改め、同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「110」を「120」に、「79」を「86」に改め、同表漁業用地の項中「57」を「62」に、「23」を「25」に改め、同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に、「17」を「19」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「920」を「1,000」に改め、同表その他の項中「70」を「76」に、「78」を「85」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 14 号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成 27 年鹿 児 島 県 条 例 第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「116,160 円」を「120,720 円」に改め、同項第 2 号中「145,360 円」を「150,880 円」に改め、同項第 3 号中「379,760 円」を「398,720 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿 児 島 県 家 畜 保 健 衛 生 所 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 15 号

鹿 児 島 県 家 畜 保 健 衛 生 所 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 家 畜 保 健 衛 生 所 設 置 条 例 （ 昭 和 25 年 鹿 児 島 県 条 例 第 41 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別表中 「 始 良 市 」 を 「 霧 島 市 」 に 改 め る 。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第16号

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水車用水の項中「46」を「50」に改め、同表でんぷん工業用水の項中「250」を「280」に改め、同表工業用水の項中「1,700」を「1,900」に改め、同表漁業用水の項中「120」を「130」に改め、同表その他の用水の項中「960」を「1,000」に改める。

別表第2 電気、ガス又は水道施設用地の項中「670」を「730」に、「520」を「570」に、「200」を「220」に、「840」を「910」に、「730」を「790」に、「

80

」を「

70

」に、「

87

」を「

76

」に、「160」を「180」に、「130」を「150」に改め、同表交通施設用地の項中「700」を「760」に、「650」を「710」に、「46」を「50」に、「42」を「46」に改め、同表農業用地の項中「8」を「9」に、「6」を「7」に改め、同表宅地の項中「130」を「150」に、「92」を「100」に、「160」を「180」に、「103」を「110」に改め、同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「170」を「190」に、「110」を「120」に、「120」を「130」に、「79」を「86」に改め、同表取水又は放水施設用地の項中「110」を「120」に、「14,200」を「15,500」に改め、同表漁業用地の項中「80」を「87」に、「57」を「62」に、「45」を「49」に、「23」を「25」に改め、同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に、「100」を「110」に、「65」を「71」に、「23」を「25」に、「17」を「19」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「1,900」を「2,100」に、「920」を「1,000」に改め、同表その他の項中「110」を「120」に、「70」を「76」に、「120」を「130」に、「78」を「85」に改める。

別表第3 土の項中「100」を「110」に改め、同表砂の項中「120」を「140」に改め、同表砂利の項中「160」を「170」に改め、同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め、同表転石の項中「83」を「90」に、「120」を「140」に改め、同表軽石の項中「160」を「170」に改め、同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改め、同表芝草の項中「69」を「75」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第17号

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気，ガス又は水道施設用地の項中「520」を「570」に，「200」を「220」に，「730」を「790」に，「70」を「76」に，「130」を「150」に改め，同表交通施設用地の項中「650」を「710」に，「42」を「46」に改め，同表農業用地の項中「6」を「7」に改め，同表宅地の項中「92」を「100」に，「103」を「110」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「110」を「120」に，「79」を「86」に改め，同表漁業用地の項中「57」を「62」に，「23」を「25」に改め，同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に，「65」を「71」に，「17」を「19」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「920」を「1,000」に改め，同表その他の項中「70」を「76」に，「78」を「85」に改める。

別表第2 砂の項中「100」を「110」に改め，同表砂利の項中「160」を「170」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め，同表転石の項中「83」を「90」に，「120」を「140」に改め，同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第18号

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 電気，ガス又は水道施設用地の項中「520円」を「570円」に，「200円」を「220円」に，「730円」を「790円」に，「70円」を「76円」に，「130円」を「150円」に改め，同表交通施設用地の項中「650円」を「710円」に，「42円」を「46円」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「110円」を「120円」に，「79円」を「86円」に改め，同表漁業用地の項中「57円」を「62円」に，「23円」を「25円」に改め，同表娯楽施設用地の項中「620円」を「680円」に，「65円」を「71円」に，「17円」を「19円」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「920円」を「1,000円」に改め，同表その他の項中「70円」を「76円」に，「78円」を「85円」に改める。

別表第2 砂の項中「100円」を「110円」に改め，同表砂利の項中「160円」を「170円」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150円」を「160円」に改め，同表転石の項中「83円」を「90円」に，「120円」を「140円」に改め，同表石材の項中「3,000円」を「3,300円」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第19号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 電気，ガス又は水道施設用地の項中「520」を「570」に，「200」を「220」に，「730」を「790」に，「70」を「76」に，「130」を「150」に改め，同表交通施設用地の項中「650」を「710」に，「42」を「46」に改め，同表農業用地の項中「6」を「7」に改め，同表宅地の項中「92」を「100」に，「103」を「110」に改め，同表鉱工業用地の項及び土木建築用地の項中「110」を「120」に，「79」を「86」に改め，同表漁業用地の項中「57」を「62」に，「23」を「25」に改め，同表娯楽施設用地の項中「620」を「680」に，「17」を「19」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「920」を「1,000」に改め，同表その他の項中「70」を「76」に，「78」を「85」に改める。

別表第 4 砂の項中「100」を「110」に改め，同表砂利の項中「160」を「170」に改め，同表かき込砂利の項及びぐり石の項中「150」を「160」に改め，同表石材の項中「3,000」を「3,300」に改め，同表転石の項中「83」を「90」に，「120」を「140」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第20号

鹿児島県工業用水道給水条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道給水条例（昭和47年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「により徴収する」を「又は口座振替の方法により納付しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第21号

鹿児島県証紙条例を廃止する条例

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の鹿児島県証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第 5 条の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「未使用証紙」という。）は、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 未使用証紙を保有する者（旧証紙条例第 5 条に規定する証紙販売人（以下「証紙販売人」という。）を除く。）は、令和 13 年 9 月 30 日までの間に限り、規則で定めるところにより、その保有する未使用証紙を知事に返還して、券面額の合計額の還付を受けることができる。

4 証紙販売人は、施行日前に買い受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、当該返還をした者に対し、規則で定めるところにより、返還した証紙の券面額の合計額から旧証紙条例第 11 条に規定する収入証紙販売手数料に相当する額を差し引いた額を還付するものとする。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

5 化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年鹿児島県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項を削る。

（興行場法施行条例の一部改正）

6 興行場法施行条例（昭和 59 年鹿児島県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を削る。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第22号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「校長」の次に「，副校長」を加え，同項第 4 号中「校長」の次に「，定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を加え，同条第 2 項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

第 7 条の 8 第 1 項中「者」の次に「，本務として夜間定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を加える。

第 10 条の 2 第 4 項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

22 任命権者が人事委員会と協議して定める学校職員について，第 4 条第 2 項の規定により号給を決定する場合において，任用の事情等を考慮して必要があると認められるときは，その者の受ける給料月額のほか，任命権者が人事委員会と協議して定める額を給料として支給することができる。

別表第 5 イの表 3 級の項及び別表第 5 ウの表 3 級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第 2 条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 23 号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 28 年鹿児島県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号中「2,700 円」を「3,900 円」に改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第24号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,141人」を「3,152人」に改め、同条第 3 号中「1,768人」を「1,842人」に改め、同条第 4 号中「12,271人」を「12,277人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第25号

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条，第 5 条関係）

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,880円	7,790円	3,960円	13,670円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,690円	10,170円	5,200円	17,860円
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,140円	2,830円	1,470円	4,970円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,830円	3,720円	1,910円	6,550円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,120円	1,470円	790円	2,590円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,470円	1,910円	1,120円	3,380円
第 3 研修	冷暖房設備を使用 しない場合	3,960円	5,200円	2,590円	9,160円

室	冷暖房設備を使用 する場合	5,200円	6,780円	3,390円	11,980円
---	------------------	--------	--------	--------	---------

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,890円	5,190円	3,660円	9,080円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,950円	6,600円	4,840円	11,550円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,000円	2,600円	1,880円	4,600円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,480円	3,310円	2,480円	5,790円
第 3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,000円	2,600円	1,880円	4,600円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,480円	3,310円	2,480円	5,790円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 26 号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「1,140円」を「1,190円」に、「360円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第27号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成19年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「14人」を「1人」に、「数に、警視にあつては1人、警部補（巡査部長を含む。）にあつては9人、巡査にあつては4人をそれぞれ」を「巡査の数に1人を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第28号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(33) 遠隔地水上警戒作業手当

第31条の6の次に次の1条を加える。

(遠隔地水上警戒作業手当)

第31条の7 遠隔地水上警戒作業手当は、職員が本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域において、海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 遠隔地水上警戒作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,650円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第29号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「4,440円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。